

## 住宅用資機材品質性能証明事業実施要領

2012年12月20日制定

2013年12月18日改定

2015年7月1日改定

(通則)

第1条 住宅用資機材適合評価・性能証明事業規程（以下「規程」という。）に基づき実施する住宅用資機材品質性能証明事業（以下「事業」という。）に関しては、同規程及びそれに基づき制定される規則に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(事業の対象)

第2条 事業の対象は、次の表に掲げる法令で使用される住宅用資機材のうち、別表－1に掲げるものについての性能証明（以下「証明」という。）とする。

関係法令
省エネルギー基準（エネルギーの使用の合理化に関する法律）
低炭素建築物新築等計画の認定における基準（都市の低炭素化の促進に関する法律）

(申請)

第3条 性能証明の申請をしようとする者は、次の表に掲げる図書を財団に提出しなければならない。

図 書	図書の内容
①申請書	新規証明（再証明以外の証明をいう。以下同じ。）の申請にあつては別記様式(証)－1、再証明の申請にあつては別記様式(証)－2
②添付図書リスト	申請書以外の提出図書の名称及びページ
③証明を受けようとする住宅用資機材（以下「対象資機材」という。）の概要（ただし、新規の申請を行う場合に限る。）	対象資機材の型式リスト 対象資機材の主要な仕様、寸法、機能等を示す図書（必要に応じ、型式毎に明示されたものとする。）
④変更内容を説明する書類（ただし、再証明の申請を行う場合に限る。）	仕様変更等の前後比較、理由等
⑤試験による確認が必要な場合、試験の結果を記載した書類（ただし、試験を既に終えている場合に限る。）	要求事項に対応する証明対象資機材の品質、性能等の一覧表（該当する試験成績書等の名称及びページが明示されたものとする。） 証明対象資機材の品質、性能等を確認できる試験成績書等
⑥生産の品質に関する資料	別表－2に掲げる内容 ただし、申請する資機材の製造工場が ISO9001 の登録、又は、JIS 製品認証を受けた工場である場合は、別表－2の「品質管理」に係る資料に変えて ISO9001 登録書(附属書含む)又は JIS 認証書の写しとする。
⑦試験の品質に関する資料	別表－3に掲げる内容

⑧その他の資料（申請後に別途提出を  
求める場合に限る）

上記③から⑦以外の審査に必要と判断される資料・  
図面等

2 提出図書は、原則としてA4版縦使い横書きとして左側2穴綴じとする。

（申請の受理・引受け）

第4条 新規証明の受理に係る引受承諾書は別記様式(証)－3に、再証明の受理に係る引受承諾書は別記様式(証)－4に定める様式とする。

（試験）

第5条 指定試験機関は、第三者試験機関とする。

2 次条第1項に規定する担当評価員の立会いのもとで証明対象資機材の試験を実施する場合には、第三者試験機関の試験所で試験を実施することを要しない。

（担当評価員の選任）

第6条 財団は、住宅用資機材適合評価等評価員規則（以下「評価員規則」という。）第2条第1項の評価員であって、証明対象資機材が該当する区分に係る者の中から、当該証明対象資機材の評価を担当する評価員（以下「担当評価員」という。）を選任する。

2 財団は、前項の選任を行うときは、評価員が評価員規則第3条第2項各号のいずれにも該当しないことを確認する。

（審査）

第7条 審査は、チェックリスト等を用いて、申請者から財団に提出された図書の確認及び工場における品質管理の実施状況を実地に確認することにより行う。

2 財団は、第1項のチェックリストを、申請に応じて審査毎に作成する。

3 財団は、審査を行う上で必要と認める場合は、申請者に対するヒアリングを実施し、又は追加資料（証明対象資機材の現物を含む。）の提出を求めることができる。

（審査報告書）

第8条 担当評価員は、審査を終えた場合においては、審査報告書(別記様式(証)－5)を作成するとともに、当該審査報告書及び審査に使用したチェックリストを財団に提出しなければならない。

（性能証明書の交付）

第9条 財団は、担当評価員から審査報告書が提出されたときは、当該審査報告書の内容を確認する。

2 財団は、前項の確認を行い、適切に審査が行われたものと認める場合は、申請者に対し住宅用資機材品質性能証明書及び住宅用資機材品質性能証明附属書(別記様式(証)－6)（以下「性能証明書」という。）を交付する。

（証明の維持の確認）

第10条 証明を受けた者は、定期的に、財団の指定する維持の確認を受けるものとする。

2 前項の確認は、性能証明書の交付又はその更新を受けた翌年度から毎年度1回行うものとする。ただし、性能証明書の交付を受けた日から起算して5年を経過した日の属する会計年度（4月1日から翌3月31日）には、確認を行わないものとする。

3 財団は、前項の確認については、財団が行なう証明の維持の確認のための調査に基づき行なうものとする。

4 財団は、証明の維持の確認のため必要があると認めるときは、証明を受けた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行なうことができる。

- 5 財団は、前2項の調査等の結果に基づき、当該証明の維持を確認したときはその旨を、また、証明の維持をすることができないと判断したときは、証明の取り消し又は証明の一時停止を行い、理由を付してその旨を、証明を受けた者に通知するものとする。

(証明の有効期間及び更新)

- 第11条 低炭素建築物認定基準及びエネルギー基準において求められる性能及び品質に対する証明は、当該性能証明書の交付日から起算して5年を経過した日の属する会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)の末日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 再証明により交付される性能証明書の有効期間は、従前の性能証明書の有効期間の残存期間とする。
- 3 第4条から第9条までの規定は、第1項に定める証明の更新の場合について準用する。

(変更)

- 第12条 性能証明書の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)であって、被交付者の名称、審査を受けた住宅用資機材の名称その他の性能証明書に記載された事項(対象資機材の品質、性能等の変更に伴う再証明に係るものを除く。)を変更したことに伴い、性能証明書の変更を申し出ようとする者は、性能証明書変更申請書(別記様式(証)ー7)を財団に提出することにより行う。
- 2 財団は、変更後の性能証明書に、当該変更の事由と新規審査に係る性能証明書の交付日を明記する。

(再交付)

- 第13条 被交付者であって、性能証明書の再交付を申し出ようとする者は、性能証明書再交付申請書(別記様式(証)ー8)を財団に提出することにより行う。

(記録の保管)

- 第14条 財団は、事業に関する書類等を、他の事業のものと区分して保管する。
- 2 前項の保管の期間は、事業を終了した日(性能証明書の失効が判明した対象資機材については、第16条第3項の抹消を行った日から)10年間とする。

(料金等)

- 第15条 審査等に係る料金は、住宅用資機材適合評価・性能証明事業料金規則(以下「料金規則」という。)に定めるほか、別表ー1に定めるものとする。

(審査結果等の公表)

- 第16条 財団は、対象資機材について、交付番号、対象資機材の種類、被交付者の名称、対象資機材の名称及び型式、審査結果等を財団のホームページで公表する。
- 2 再審査又は変更を行った場合は、前項に準じて公表する。
- 3 性能証明書の失効が判明した対象資機材については、審査結果等を抹消するとともに、その理由を付して公表する。

附 則

この要領は、平成24年12月20日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月18日より施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。

## 住宅用資機材品質性能証明事業対象資機材、規格・基準及び審査料金

## 1. 対象資機材及び規格・基準

対象資機材		性能証明項目		対象規格・基準	
カテゴリー	対象設備機器				
暖冷房設備	ルームエアコンディショナー	定格冷房能力		JIS B 8615-1	
		定格消費電力		JIS B 8615-1	
換気設備	換気設備 (壁付式・ダクト式)	比消費電力	消費電力	壁付式・ダクト式	JIS C 9603
				熱交換型換気設備	JIS B 8628
		風量－静圧特性	壁付式	JIS C 9603	
			ダクト式	JEM1386:1989	
			熱交換型換気設備	JIS B 8628	
		有効換気量	小型、中型	JRA 4056:2006	
			大型	JIS B 8628	
		漏えい量	小型、中型	JRA 4056:2006	
	大型		JIS B 8628		
		熱交換型換気設備	温度交換効率	JIS B 8628 JRA4059:2007	
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機	年間給湯保温効率		JIS C 9220	
		年間給湯効率		JIS C 9220	
	浴槽（浴室ユニット用を含む）	高断熱浴槽		JIS A 5532	
	浴室シャワー水栓	小流量吐水機構（吐水力）	流水中に空気を混入させる構造を持たないもの 流水中に空気を混入させる構造を持つもの	住宅の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準における設計一次エネルギー消費量算定方法の付録7.1J小流量吐水機構を有する水栓の適合条件	
太陽光発電設備	アレイ	太陽電池アレイ出力		JIS C 8951	
	太陽電池モジュール	最大出力	結晶系	JIS C 8918 JIS C 8990 IEC61215	
			結晶系以外	JIS C 8991 IEC61646	
			アモルファス	JIS C 8939	
			多接合	JIS C 8943	
節水に関する取組み	便器	節水形大便器		JIS A 5207	
	水栓	節水コマ内臓水栓		「低炭素建築物認定マニュアル※ 2章認定基準の概要における節水に関する取組み」に該当する水栓 ※：一般社団法人住宅性能評価・表示協会発行	
		定流量弁内臓水栓			
		泡沫機能付水栓			
		サーモスタット湯水混合水栓			
		時間止め水栓			
		定量止め水栓			
自動水栓					

## 2. 審査料金

品質性能証明の審査等に係る料金は、次のとおりとする。

項目		審査料金
新規申請	試験品質に係る審査(第三者試験機関で試験を実施している場合)	10万円/件*3
	試験品質に係る審査(立会試験を伴う場合)*1	資機材別に試験体数、試験方法等を勘案して別途見積もりとする。*3
	生産品質に係る審査*1.*2	10万円/件*4
更新申請	試験品質に係る審査	5万円/件*3
	生産品質に係る審査*1.*2	5万円/件*4
維持の確認	生産品質に係る審査*1.*2	5万円/件*4
変更申請	性能証明を受けた資機材の変更(品質、性能に係るものを除く)	2万円/件*3
再証明	資機材の品質、性能に係る変更・追加に係る審査	新規申請の審査料金を超えない範囲で、審査の内容を勘案して別途見積もりとする。
<p>*1：立会試験及び生産品質審査に係る旅費・交通費は別途請求とする。</p> <p>*2：ISO9001登録又はJIS製品認証を受けている場合は適用しない。</p> <p>*3：1の申請において、証明を受ける性能が同一であると判断できる機種グループを1件とする。なお、同時に複数の機種グループを申請された場合、2件目以降の審査料は減額して見積もることとする。</p> <p>*4：同一の生産品質を適用して生産する工場は1件とする。</p>		

## 生產品質に関する資料

項 目	申請資料の記載内容
1. 工場の概要	<p>a. 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等に係る資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場が複数ある場合には、工場毎に記載</li> <li>・工場レイアウトは、事務所、倉庫、製造現場（主な設備の配置を含む）を図示</li> <li>・試験室等の試験設備がある場合には併せて図示</li> </ul> <p>b. 工場の従業員数に係る資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場が複数ある場合には、工場毎に記載</li> <li>・工場の総従業員数と事務職、技術職、製造職等の内訳を記載</li> </ul> <p>c. 生産実績に係る資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該機器の生産開始時期と生産実績を記載</li> <li>・直近1年間の平均月産数量を記載</li> </ul>
<p>2. 品質管理</p> <p>※：申請する資機材の製造工場が ISO9001 の登録、又は、JIS 製品認証を受けた工場である場合は、ISO9001 登録書(附属書含む)又は JIS 認証書の写しでもよい。</p>	<p>次に掲げる事項について定めた社内規格、作業手順書、作業指示書又はこれに準ずる資料</p> <p>a. 生產品質方針</p> <p>b. 購買品（原材料を含む）管理(受入検査項目、検査方法、記録など)に関する事項</p> <p>c. 製品又は加工品（中間製品）の検査及び保管に関する事項工程（作業）ごとの管理項目及びその管理方法、及びその検査方法、検査基準並びに作業方法に関する事項</p> <p>d. 管理対象とする製造設備、加工設備、検査設備の特定及び設備の点検・検査・校正・保守方法など維持管理について</p> <p>e. 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項</p> <p>f. 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び工程に生じた異常に対する処置及び予防措置に関する事項</p> <p>g. 職務権限、教育・訓練及び苦情処理に関する事項</p> <p>h. 文書・記録の管理に関する事項</p>

## 試験品質に関する資料

項 目	申請資料の記載内容
1. 要員	a. 試験設備の操作、試験の実施、試験結果の評価、試験報告書へ署名等を行う者の資格要件（適切な教育、訓練、実務経験（最低1年程度）、技量の実証に基づく）及び資格を付与する者（任命者）について定めた社内規格等の資料 b. 試験所の要員の教育、訓練及び技量（力量）に関して設定した目標及び目標を設定する担当者について定めた資料 c. 教育、訓練の方法及びその担当者について定めた資料 d. すべての技術要員（試験設備の操作、試験の実施、試験結果の評価、試験報告書へ署名等を行う者）の種々の権限、資格を付与された日付、教育・訓練の評価及び技量（力量）の記録について定めた資料
2. 施設及び環境条件	a. 試験の結果に影響する環境条件【環境要因（温度、湿度、照度及び設備・機器等の取扱い）】の特定について定めた資料 b. 試験施設の整理・整頓・衛生について定めた資料
3. 試験・校正の方法及び方法の妥当性の確認	a. 試験規格及びそれらに基づく試験指示書（試験手順書）の最新状態の維持の方法とその担当者の特定及び試験所の要員の利用について定めた資料 b. 試験結果を基に性能値等を自動的に算出するプログラムを採用している場合は、結果が正確に算出されることを確認する方法を定めた資料 c. パスワード、バックアップ等のデータ保護に関して定めた資料
4. 設備	a. 次の試験設備の管理に関して定めた資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験設備管理規程等の最新版の維持・管理</li> <li>・ 試験設備の校正、点検等の計画及び校正状態の識別方法</li> <li>・ 試験設備の操作者に関する権限の付与</li> <li>・ 取扱説明書、操作手順書等の整備及び担当要員の利用</li> </ul>
5. 測定のトレーサビリティ	a. 試験結果の正確さ又は有効性に重大な影響をもつ試験設備・機器の特定に関して定めた資料 b. 試験設備・機器の校正のためのプログラムに関して定めた資料 c. 外部の校正サービスを利用する場合は、外部校正機関に対する要求事項（業務の適格性、測定能力及びトレーサビリティ等）に関して定めた資料